（指導監査課の所掌事務）

第七百四十五条の五　指導監査課は、次に掲げる事務のうち、支局の所在する県の区域に係るものをつかさどる。

一・二　（略）

三　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

四　（略）

（指導監査課の所掌事務）

第七百四十五条の五　指導監査課は、次に掲げる事務のうち、支局の所在する県の区域に係るものをつかさどる。

一・二　（略）

三　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

四　（略）

（支局に置く分室）

第七百五十一条の二　支局の所掌事務（次に掲げるものに限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

一・二　（略）

三　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

四　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

（支局に置く分室）

第七百五十一条の二　支局の所掌事務（次に掲げるものに限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

一・二　（略）

三　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

四　（略）

2　（略）

○厚生労働省令第九十二号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の四第三項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の四第三項の規定に基づき、理容師法第四条の二第一項及び美容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

理容師法第四条の二第一項及び美容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の二第一項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十二年厚生省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人理容師美容師試験研修センター（平成二年四月二日に財団法人理容師美容師試験研修センターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号	（略）

改正前		
名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人理容師美容師試験研修センター（平成二年四月二日に財団法人理容師美容師試験研修センターという名称で設立された法人をいう。）	東京都江東区有明三丁目一番地二十五	（略）

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫